



第22回関東甲信越地区中学・高校秋季ディベート大会即興論題部門 論題解説

【論題】

日本は小学校、中学校、高等学校の全ての宿題を禁止すべきである。是か非か。

【付帯文】

1. 小学校、中学校とは、義務教育課程とする。また、小中一貫教育学校等も含むものとする。
2. 高等学校とは、学校教育法に定める高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、及び高等専門学校の前3年次までの課程とする。
3. 宿題とは期限を設け、提出、発表、成果の開示等を求められ、授業後または長期休暇に課される家庭学習及び課題とする。

【プラン】 *追加プランを設定することを禁止します。

1. 2019年4月より開始する。
2. 宿題を課す行為を法律により禁ずる。

1. はじめに

宿題と聞いて皆さんは何をイメージしますか？

学校に通う上で日々の宿題、長期休暇の宿題の話題は皆さんに身近です。その宿題に対して、「無ければいいのに」「無いと勉強しないな」「役に立たない」「自分はこの分野得意だな」「辛い」「提出が遅れる」「写しちゃえ」「親に手伝ってもらわないと」「内申点が・・・」、色々なことを生徒の立場で思ったこともあるかもしれません。一方で宿題に関しては、保護者や教員、学校教育全体の立場があり、これまで皆さんが宿題に対して考えたことが無い一面もあると思います。皆さんに身近な話題である宿題について、生徒の立場だけでなく様々な立場から良く考え、全面禁止すべきか、これまで通り残すべきか、ということを実証資料に頼らず議論を構築し、審判を説得するのが今年の秋季大会即興部門です。

即興部門のルールは春季大会・夏季大会と異なり、証拠資料に頼らず、全ての議論を皆さん自身の言葉で作らなくてはなりません。そこには資料を用いないディベートならではの楽しさ、難しさがあると思いますので、議論構築・試合を通じてぜひ体験してみてください。

本文書は、ディベート経験が少ない方が即興部門に取り組むにあたり、論題の見方（解説）と即興部門の取り組み方の助けとなるような視点を紹介することを目的に作成しました。ディベートに慣れている方も、再確認とともに、即興部門の準備の一環として読んでくださるとうれしく思います。

この章の最後に、プランについて見ていきたいと思えます。

今回の論題では、あらかじめ2つのプランが設定してあり、追加プランを禁止しています。プラン1では2019年4月から宿題を禁止することを示しています。プラン2では、宿題の禁止は法律により定められるものであり、学校はこれに従わなければならないということを示したものです。この条件の中で、皆さんには自由な発想でメリット・デメリット、反論の作成に取り組んで欲しいと考えています。

なお、本文書の中でメリットやデメリットの事例を記載していますが、大会運営・論題策定者として皆さんの発想を妨げることや、この議論が正しい議論と決めつける意図はありません。自由な発想で議論を考えるための一助となれば幸いです。

2. 宿題とは？

まず、【宿題】という言葉をも自分の言葉で説明してみましよう。この言葉は一般的に広く使われており、誰もが「あ！あれね！」と思いつきますが、実は国として宿題という言葉をも定義していないようです。このため、本論題では付帯文の3で宿題をも定義しています。

皆さんが経験した宿題を思い出したり、世の中にはどんな種類の宿題があるかを調べたり、そもそも宿題とは何か、そしてどんな意味や効果があると言われていているかを調べ、資料に頼らずに説明できるようにしてみましよう。

宿題はこれまで無くなることなく存在してきています。「宿題ってなぜあるのだろう？」と考えてみることはメリット・デメリットを考えるヒントになるかもしれません。

3. 宿題論題の関係者について

ディベート以外でも、第三者に何かを説明するときは「主語」を示すことが非常に重要です。この章では、この主語になり得る、論題に関係する登場人物について見ていきます。

宿題に関連する登場人物は以下の表1.に示す通り、宿題を課す立場、課される立場、宿題を間接的に利用する立場の3つの立場が話題の中心になるとおもいます。

表1. 宿題に関わる立場

立場	具体例
宿題を課す立場	公立・国立/私立の教員/学校等
宿題を課される立場	公立・国立/私立小中高の生徒、保護者等
宿題（成果物）を間接的に利用する立場	展示会、発表会、受験、学習塾、代行業者等

宿題というものを通じて、課す側、課される側の関係があります。課す側がいなければ課される側は存在しないので、まずは課す側から見ていきましょう。

3-1. 課す側

論題文と付帯文の1と2では、今回の論題の宿題を課す側は、小学校、中学校、高等学校の教員（先生）や学校という組織が対象であり、塾や習い事の宿題は入らないことが示されています。このため、塾の宿題について議論しても意味がありません。これをディベート用語で「論題を充当していない」と言います。

さて、宿題を課す側は通常、生徒が憎くて、辛く厳しい宿題を課しているわけではないはずで、宿題の意義や効果、宿題があった方がよいという考があるから、現在でも宿題は課されていると考えるのが妥当です。このことから、宿題を課している理由や意義・効果を明確にすることで宿題を課す側の立場が明確になると考られます。加えて、1人の教員としてではなく、学年、学校（法人）、国というより大きな枠組みで共有している宿題の考え方もあるはずで、

しかし、課す側にも宿題は不要だと考えている場面もあるかもしれません。生徒である皆さんからは普段考えることが少ない「宿題を課す側」がどのような思いを抱いているのか、そして労力をかけているかということ考、調べることも重要な視点の1つです。

身近な例をあげれば、自分の学校の先生の意見をも聞き取りサーチの1つです。しかし、その先生の考え方が他の先生にも当てはまるのか、先生（教員）全体に共通するものであるのかを考える必要もあります。どんな背景を持つ先生がどのような考え方をしていているのか、多様な視点を持って課す側の立場を調べ尽くしてみるとよいでしょう。

3-2. 課される側

宿題を課される側は皆さんのような生徒が対象です。その生徒と一緒に生活を共にする保護者も、宿題を課される側に属すると分類して良いでしょう。

生徒の中にも、宿題をする人/しない人、塾に通う人/通わない人等、必ずしも同じ性質を持った人ばかりではないので、生徒と一括りで説明できる立場と、場合分けが必要になる立場とがありそうです。

一方で、保護者から見てみれば、「子どもが家で宿題（勉強）をすると安心できる」と言った良い側面も、「夏休みの自由研究は子供だけでできないので家族にとって負担である」と思う側面もあり、同じ立場の中でも宿題の利益と不利益があるはずで。

課される側の生徒や保護者の状況を場合分けすることでリアルな世界を説明できるようになり、それでも宿題が必要であるか否か、という議論の道筋がいくつも見えてくるでしょう。

宿題を課す側と課される側について見てきましたが、双方が宿題を通じて何らかの効果・成果を得ようとしている場合、宿題を課す側と課される側は対立する立場だけではないことも重要な視点です。一見、課す側のみの利益に見えることも課される側の利益にもなりますし、その逆もありうる話ですので、関係者のつながりをよく考えて、誰にとってメリット/デメリットなのかを突き詰めてみることをお勧めします。

3-3. 宿題（成果物）を間接的に利用する立場

多くの方は、宿題の一環で感想文、自由研究の工作物や習字といった課題の成果物を学校に提出した経験があると思います。プランが導入されれば、宿題で生徒が作成する成果物はなくなります。一見大きな影響がないように見えますが、成果物が生徒へもたらす良い効果や、家庭学習ならではの成果物の意義ということまで考えてみると、単純には見過ごせない話かもしれません。付帯文の3に記載されている通り、今回禁止される宿題には長期休暇の課題も入っています。この宿題（課題）も含め全て禁止することが今回の論題です。

また、課す側、課される側以外で、課題の成果物を利用している関係者もいます。例えば、ある学習塾では学校の宿題を元に授業を進めているようですし、受験で使用する内申点には宿題に関する採点項目もあるようです。また、この夏ニュースでも取り上げられた宿題代行業者のような立場もあります。宿題を論ずる上で本質的な議論ではないかもしれませんが、宿題論題には課す/課される立場以外にも立場があるようです。

論題に関係しそうな登場人物を洗い出し、その関係性を明らかにすることで、メリット・デメリットの影響する範囲も見えてきます。

また、プランによって宿題が無くなった後、今ある宿題に関連することが単純に消滅するだけでなく、それぞれの立場の関係者の行動がどのように変化していくかまで説明できると、議論が深まります。例えばですが、宿題が無くなり、勉強を全然しない生徒に対して、教員/保護者はデメリットが発生する様子をただ黙ってみているだけでしょうか？ 問題の一步先まで考えてみてください。

一見、宿題とは関係が無いように見える人も登場人物になり得ると考えると、面白い視点が生まれるかもしれません。

4. 時代と共に環境は変わる

この章では、宿題に関連する環境の変化について考えてみたいと思います。

時代が変われば環境も変わり、物事の在り方や仕組みだけでなく、その価値も変わり得ます。宿題に関連する環境は昭和、平成、そして平成の終わりまで、どのように変わって来たのかを調べて、考えてみてください。論題に関係しそうな事柄で、時代と共に変化が起きた事例を以下の表2で示します。

表2. 宿題に関係しそうな昔と今で変わった事例

事象	昔	今
1クラスの人数	1980年代 50名以上	2017年 20～30人（10人学級もある）
小学校の教科	1980年代 国、算、理、社、図工、 音、体、家、道	1980年代以降順次 生活、外国語、総合教科の追加
教材	1990年代以前 紙などの印刷物、板書	1990年代後半～ IT機器の導入
授業方針	一般的に2013年以前 一方的に教員が教える	一般的に2014年頃～ アクティブラーニングの導入
課外活動、習い事	昭和後半 現在に比べて少ない	2018年現在 部活含め多様化している
初産平均出生年齢	1980年 26.4歳	2013年 30.4歳
国・私立中学生徒割合（首都圏）	1987年 約3%（約8%）	2017年 約7%（約20%）
中学校教員の勤務時間	1998年 約11時間	2016年 約12時間半
<p>* 引用 ベネッセ教育総合研究所：https://berd.benesse.jp/shotouchutou/research/detail1.php?id=3273 ベネッセ第6回 学習指導基本調査：https://berd.benesse.jp/shotouchutou/research/detail1.php?id=5080 文部科学省 指導要領：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou 内閣府少子化対策白書：http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2015/27webgaiyoh/html/gb1_s1-1.html</p> <p>* 参考 文部科学省学校基本調査：http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm</p>		

表2の事例以外にも変化していることはたくさんあるので、「何が変化したのか？」「どのくらい変化したのか？」「どうして変化したのか？」「変化したことで何が変わったのか？」「そしてこの論題に関係して何か主張できることは無いか？」と考えてみてください。

環境が変化することで過去の時点で宿題に期待されていた効果も変わってくるはずですが、こんな環境だからきっと宿題は役に立つという考えが昔あった場合、環境が変化することで役に立たなくなる/必要でなくなることも、変わらず役に立ち続けることもあるはずですが。

この場合、現状分析は現在だけの分析でなく、過去の分析も必要になり、説明することも増え大変かもしれませんが、変化の度合いをより大きく示すことで、議論の重要さが増すこともあります。ディベートをする時はあなたの知らない過去の環境にも目を向けてください。

5. 立論の構成とメリット・デメリットの事例

この章では、立論がどのような要素で構成されているかを紹介し、メリットとデメリットの事例を示します。ぜひ、立論作成の参考にしてください。

メリットはプランを導入して、プランから発生する誰かにとって良いこと（問題が解決すること）、一方でデメリットはプラン固有で発生する誰かにとって悪いこと（問題が発生すること）です。

皆さんは、試合の立論のパートで肯定側ではメリット、否定側ではデメリットを示します。そして、質疑、第一反駁、第二反駁のパートで議論しながら自分たちの主張を深めていき、第三者である審判を説得します。試合での議論を経て、どちらの立場が勝っているかを審判が判断しま

す。自分たちの主張であるメリット/デメリットがどれだけ相手の反駁に耐えて残っていて、そのメリット/デメリットの価値/意味が相手より勝っているか、そしてそれをわかりやすい言葉で審判に伝えられるかが、ディベートの勝敗を決定するポイントでもあります。

メリット/デメリットの考え方ですが、利益/不利益（負担）という見方をすれば、初心者の方でも比較的簡単に考えることができると思います。加えて、その利益/不利益は誰にとってどんな意味があるのかを示すことができれば、より説得力が増した主張になります。説得力のある立論には3つの要素が含まれていると言われています。その3つの要素を立論の三要素と呼びます。表3にメリットの三要素、表4にデメリットの三要素の説明を示します。

表3. メリットの三要素

要素	内容
現状分析（内因性）	現在論題に関連して問題があることを示す
発生過程（解決性）	現状分析で示した問題がプランによって解決することを示す
重要性	現状分析で示した問題が解決することの意味を示す

表4. デメリットの三要素

要素	内容
現状分析（固有性）	プランが無ければ発生しない問題があること、またその問題を示すために必要な現状を示す
発生過程	プランによりデメリットが発生することを示す
深刻性	発生したデメリットがいかに深刻な問題であるかを示す

肯定側は、現状分析で現在論題に関連して問題が存在すること、その問題がプランの導入により解決することを示します。この解決する過程を示すのがメリットの発生過程（解決性）です。そして、現状分析で示した問題が解決することにどんな意味/価値があり、その問題を解決することがいかに重要であるかを示すのが重要性です。

否定側は、現状分析で今の世の中には論題に関連する問題が無いことを示し、発生過程でプランを導入すると問題が起きる過程を示します。その問題にどんな意味/価値があり、問題が起きるといかに深刻な事態が生じるかを示すのが深刻性です。

ディベートに慣れている学校はこの3つの要素を立論で明示しています。ディベート甲子園のディベートでも、即興部門のディベートでもこの三要素を満たして、立論を作成してみることにチャレンジしてください。

ディベート初心者の方にとって考え方の参考になるようなメリット・デメリットの事例を1つずつ箇条書きで紹介します。

なお、あくまでメリット・デメリットの事例であり、必ずしも審判を説得するために十分な内容ではない可能性があると考えてください。それぞれの事例を具体的に説明する必要があったり、説明が足りていない分析や重要性の観点や説明を加えたり、前提条件、価値観の意味を加えたり等々、審判を説得するために必要なことは無いかな、という目線をもって見てください。

■メリット：勉強を自主的にする

◇現状分析：

1. 宿題はすべての生徒に同一の内容が課される。
2. 生徒が自由に授業以外で勉強する内容を選ぶことができない（例：得意科目を伸ばす、苦手科目を克服する）。

◇解決性

1. 宿題を課されることがなくなる。
2. 生徒が自由に授業以外で勉強する内容を選択することができる。

◇重要性

1. 勉強を自主的に進めることは重要。

■デメリット：学力の低下

◇固有性：

1. 自発的/積極的に勉強に取り組む生徒は少なく、宿題という強制力がないと家で勉強しない。
2. 現在宿題は頻繁に出され、授業の復習、予習を含み、授業の一部となっている。

◇発生過程

1. 自発的/積極的に勉強に取り組む生徒は少ないため、宿題という強制力が無くなり、家では勉強しなくなる。
2. 宿題でしていた予習復習が無くなり、授業で時間を圧迫し、授業の質が低下し、学力が下がる。

◇深刻性

1. 生徒の学力が低下することは生徒本人にとって深刻な問題。

立論を作ったことが無い方は、この2つの事例を参考に、ために立論として文章にしてみたいかがでしょうか？また、自分やチームで思いついたメリット・デメリットで三要素を満たした4分間の立論を作成してみてください。

なお、4分間の立論は1600文字程度で構成された文書であれば、初心者も無理なく読むことができますと言われてしています。

個々の論点において審判を説得するためには、身近なことや一般的事例を提示したり、どうしてそうなるのか、どのくらい重要なことであるのか、といった根拠を説明したりする必要があります。

どこまで説明すれば審判を説得できるか、練習を通じて考えてみましょう。

6. 即興部門のディベートの取り組み方

本即興部門では証拠資料を引用できません。これがディベート甲子園ルールと即興部門のルールのもっとも異なる点です。競技についての理解を深めるためにも、ディベート甲子園のルールを必ず1度は読んでおくようにしましょう。

全国中学・高校ディベート選手権ルール <http://nade.jp/koshien/rule/index>

ディベート甲子園ルールであれば、「宿題は知識の定着に効果があります。証拠資料を引用します…」と説明できますが、今回の論題では証拠資料が使えないので、知識の定着に効果がある理由を自分の言葉で説明しなければなりません。

そして、反論でも資料が使えません。つまりは反駁も自分の言葉でちゃんと根拠をつけて説明しなければならないということです。「重要性1点目の……には証拠がないため立証が不十分です！」という反駁はこの部門では全く意味がありません。相手の根拠に反論することを心がけましょう。

証拠資料を引用できないということは、全てを自分の言葉で説明するということです。自分の言葉で説明するということは特別なことではありません。皆さんは普段証拠資料無しで友人と話をしていますし、相手が知らないことであれば、証拠資料が無くとも丁寧にわかるまで説明していると思います。そして、説明するということは、根拠のある主張を行い、審判を説得することであり、即興部門のルールであってもディベート甲子園ルールであっても、選手が行うことに基本的に違いはありません。

物事の根拠を自分の言葉で、審判にわかりやすく説明するためにはどうすればよいでしょうか。例えばこれまで証拠資料を引用していたような話は、例え話や一般的な事例に置き換えて具体的に説明してはいかがでしょうか。加えて、根拠となる部分は資料がない分、事象の背景や「どうしてそうなるのか？」ということ、丁寧に説明するよう心掛けることが、審判を説得する方法の1つだと考えられます。

説明する内容の中でも、プラン前後の変化を示すことがディベートでは重要な観点ですが、この変化も根拠を明確にすることが重要です。①プラン前後の変化が本当に起こるか、②その変化の意味はどのような重要な/深刻な意味があるのかということ、注意して議論を組み立ててください。

根拠/理由を1つずつ丁寧に説明することが、本即興部門では特に重要なことです。

7. 終わりに

今回の宿題禁止論題は、皆さんに身近なトピックだからこそ考えやすくもあり、一方で身近過ぎる分、異なる立場の人のことまで考えていなかったということもあるかもしれません。社会という大きな枠組みの中で、自分と異なる立場の人が何を考え、どのように動いているかということに目を向けることで論題の全体像が見えてくるでしょう。

証拠資料無しで臨む本即興部門を通じて、証拠資料がディベートでどのように役に立っているかをぜひ感じてください。

資料に頼らず、自分の言葉で根拠を説明するという即興部門の経験が、今後の皆さんのディベートの助けになることを期待して関東甲信越地区秋季大会では同部門を設置しております。

ディベート経験者の方にとっては、本即興部門に参加して「証拠資料に説明させすぎて、自分の言葉では説明していなかったな」と感じる事ができたら、それは大事な学びであると思います。「証拠資料で言っているから……」と証拠資料に操られるのではなく、「この証拠資料を使った理由は……」と意図的に説明できる一歩上のディベーターになれるチャンスが即興部門にはあると考えています。